

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都板橋区

2 構造改革特別区域の名称

板橋福祉輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

板橋区全域

4 構造改革特別区域の特性

板橋区は、東京 23 区のうち北西部に位置し、面積は 32.17km² で、23 区中 9 番目である。昭和 41 年頃より高島平地区を中心に高層住宅が相次いで建設され、一躍区内でも有数の住宅街になった。人口は 52,258 人（平成 16 年 4 月 1 日現在、外国人含む）東京 23 区中 7 番目である。高齢化率 17.19% で 65 歳以上の人口は 89,842 人（平成 16 年 4 月 1 日現在、外国人含まず）となっており、毎年 2,000 ~ 3,000 人のペースで増加している。身体障害者は 15,595 人（平成 16 年 4 月 1 日現在）で 1 年前より 450 人増加している。

交通機関は、主に東武東上線、都営三田線の私鉄があるがいずれも区内をほぼ東西に横断しており区内を南北に移動する際はバス、タクシー等に頼らなければならない現状であるが、当区内を主に運行している国際興業バスの区内に路線を持つ営業所（池袋・志村・赤羽）の路線バスの保有台数 196 台の内ノンステップバスの保有台数は 21 台で 10.7% である。

また、福祉タクシー券の契約タクシー会社は 33 社あるが、そのうちリフト付タクシーを保有しているのは、11 社である。

平成 11 年 4 月、ボランティア輸送の団体により板橋区移動サービスネットワーク（6 団体）が設立される。福祉車両の保有台数はまだ充分ではないが、板橋区で交付する福祉タクシー券の使用（平成 15 年度実績は、3,884,400 円）が可能であることもあり移動制約者にとって必要不可欠なものとなっている。板橋区では平成 15 年度より 13 ヶ年計画でバリアフリー総合計画を実施「すべての区民が自由に行動し、社会参加できるまち」

を計画の理念とし、計画の重点基本目標の一つ、多様な交通機関を活用した「STS・移送サービス」の充実を推進している。

STS：スペシャル・トランスポート・サービスの略。高齢者や障害者など移動に困難を伴う人々に限定して送迎サービス等を行うシステム

【移動制約者の状況】

移動制約者とは、介護保険の要支援・要介護認定を受けている者、身体障害者手帳所持者、知的障害者の中で特に単独での移動が困難な者である。

介護保険の要支援・要介護者

介護保険の利用者状況については、高齢者人口の15.9%（表1参照）が介護認定を受けており、高齢者人口の9.7%（表2参照）が居宅介護サービスを利用している。これらの人については、要介護3以上の者については福祉車両での輸送が基本になるが、要支援、要介護1及び要介護2の者については全員が福祉車両を必要とする状況ではない。

身体障害者手帳の交付者からみる移動制約者

身体障害者手帳の交付状況は、15,595人（表3参照）、うち主に移動制約者となる視覚障害者は1,314人（表3太枠）、肢体不自由障害者8,480人（表3太枠）を数える。そのうち、肢体不自由障害者については1,2級の者については福祉車両が必要になる。視覚障害者については障害が重複していない場合には、福祉車両を利用する必要がないが、公共交通機関を利用するにはガイドヘルパーなどを必要とする状況にあるので、セダン型への運行車両の拡大が望まれる。

知的障害者

知的障害者で「愛の手帳」の交付状況は2,517人（表4参照）、うち1・2度以上の知的障害者は821人（表4太枠）を数える。知的障害者は、交通法規の理解、安全確認などができない者が多く、また、介護者や環境が変わること、たとえば初めて利用する自動車などに乗ることによってパニックに陥る障害者も多い。そのため、肢体不自由との重複障害がない知的障害者、特に2度以上の者については、セダン型に利用拡大し、心のよりどころになるホームヘルパーの運転する有償福祉輸送が必要である。

難病患者

区指定の難病で板橋区心身障害者福祉手当の受給対象となる難病（72疾病）
（表5参照）

1	スモン	37	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)
2	パーチェット病	38	特発性門脈圧亢進症
3	重症筋無力症	39	膿疱性乾癬

4	全身性エリテマトーデス	40	ミオトニー症候群
5	多発性硬化症	41	広範脊柱管狭窄症
6	再生不良性貧血	42	好酸球増多症候群
7	サルコイドーシス	43	原発性胆汁性肝硬変
8	筋萎縮性側索硬化症	44	強直性脊椎炎
9	強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	45	重症急性膵炎
10	特発性血小板減少性紫斑病	46	特発性大腿骨頭壊死症
11	結節性動脈周囲炎	47	びまん性汎細気管支炎
12	潰瘍性大腸炎	48	混合性結合組織病
13	大動脈炎症候群(高安病)	49	ミトコンドリア脳筋症
14	ピュルガー病	50	原発性免疫不全症候群
15	天疱瘡	51	遺伝性(本態性)ニューロパチー
16	脊髄小脳変性症	52	特発性間質性肺炎
17	クローン病	53	プリオン病
18	劇症肝炎	54	網膜色素変性症
19	腎不全(人工透析を必要とするもの)	55	遺伝性QT延長症候群
20	先天性血液凝固因子欠乏症等	56	原発性肺高血圧症
21	パーキンソン病関連疾患	57	先天性ミオパチー
22	モヤモヤ病(ウイリス動脈輪閉塞症)	58	神経線維腫症
23	点頭てんかん	59	網膜脈絡膜萎縮症
24	ライソゾーム病(ファブリー病含む)	60	ウイルソン病
25	悪性関節リウマチ	61	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
26	悪性高血圧(悪性腎硬化症)	62	骨髄線維症
27	ネフローゼ症候群	63	亜急性硬化性全脳炎
28	アミロイドーシス	64	バッド・キアリ症候群
29	後縦靭帯骨化症	65	特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)
30	ハンチントン病	66	副腎白質ジストロフィー
31	ウェゲナー肉芽腫症	67	脊髄性筋萎縮症
32	母斑症	68	アレルギー性肉芽腫性血管炎
33	特発性拡張型心筋症	69	原発性硬化性胆管炎
34	シェーグレン症候群	70	肝内結石症
35	多系統萎縮症	71	自己免疫性肝炎
36	多発性のう胞腎	72	特発性肥大型心筋症(拡張相)

上記、移動制約者のうち歩行困難(精神障害者除く)で次に該当するものに対し福祉タ

クシー券（昭和53年4月事業開始）又は自動車燃料助成券（昭和56年4月事業開始）の支給を行っている。

- 1 下肢又は体幹障害で「身体障害者手帳」1～3級のもの
- 2 上肢障害で「身体障害者手帳」1・2級のもの
- 3 内部障害で「身体障害者手帳」1級のもの
- 4 視覚障害で「身体障害者手帳」1・2級のもの
- 5 知的障害で「愛の手帳」1・2度のもの
- 6 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有するもの
- 7 特殊疾病（難病）のもの
- 8 「戦傷病手帳」特別第1～3項症のもの

交付枚数	500円券	100円券
下肢又は体幹の障害が1級のもの	月 8枚	月 11枚
障害者手帳・愛の手帳の交付を受けていないもの	月 8枚	月 11枚
上記以外のもの	月 7枚	月 10枚

(平成16年4月1日現在)

受給者内訳

福祉タクシー券受給者数	5,455人
自動車燃料助成券(普通自動車)	1,115人
自動車燃料助成券(軽自動車)	73人

(平成16年3月31日現在)

(1)要介護(要支援)認定者数(平成16年4月1日現在・単位:人)

(表1)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	2,014	4,438	2,270	1,706	1,733	1,628	13,789
65歳以上75歳未満	510	997	499	297	283	277	2,863
75歳以上	1,504	3,441	1,771	1,409	1,450	1,351	10,926
第2号被保険者	19	143	112	86	67	71	498
総数	2,033	4,581	2,382	1,792	1,800	1,699	14,287

(2)居宅介護(支援)サービス受給者数(平成16年4月1日現在・単位:人)

(表2)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	990	3,143	1,629	1,075	902	699	8,438
第2号被保険者	7	98	73	64	40	38	320
総数	997	3,241	1,702	1,139	942	737	8,758

65歳以上の人口89,842人(平成16年4月1日現在)

身体障害者手帳取得状況(平成16年4月1日現在・単位:人)

(表3)

等級	肢体	視覚	聴覚	音声言語	内部	計
1	1965	477	169	0	2469	5080
2	2169	356	537	8	46	3116
3	1561	95	146	95	740	2637
4	1676	102	336	56	727	2897
5	752	153	8	0	0	913
6	357	131	464	0	0	952
計	8480	1314	1660	159	3982	15595

知的障害者の愛の手帳取得者状況(平成16年4月1日現在・単位:人)(表4)

障害等級	1度	2度	3度	4度	計
人数	95	726	774	922	2517

区指定難病を要件とした板橋区心身障害者福祉手当受給者数(平成16年3月31日現在・単位:人)(表5)

人数	2,427
----	-------

【公共交通機関の状況】

交通機関は東武東上線、都営三田線の私鉄があるがいずれも区内をほぼ東西に横断しており区内を南北に移動する際はバス、タクシー等に頼らなければならない現状であるが、

当区内を主に運行している国際興業バスの区内に路線を持つ営業所（池袋・志村・赤羽）の路線バスの保有台数196台の内ノンステップバスの保有台数は21台で10.7%である。

また、福祉タクシー券の契約タクシー会社は33社あるが、そのうちリフト付タクシーを保有しているのは、11社である。

【福祉車両の状況】

昭和62年4月より、車いす利用者及び介護を必要とする歩行困難者を対象に通院の送迎やレクリエーションへの参加のため車両（車いすのまま乗れるハンディキャブ）の貸し出しを実施する。（板橋区社会福祉協議会に委託）

台数1台、利用登録者数70人、利用件数144件（平成15年度）

平成元年4月より、リフト付タクシーを年間委託契約により予約し利用できる制度を実施する。

台数2台、利用者数（付添い含む）2,498人、運行回数1,357回

【ボランティア輸送の実績事業者】

平成11年4月、ボランティア輸送の団体により板橋区移動サービスネットワーク（6団体）を設立する。福祉車両の保有台数は充分ではないが、板橋区で交付する福祉タクシー券の使用が可能であることもあり移動制約者にとって必要不可欠なものとなっている。

また、セダン型で人工透析患者等を中心に移送している団体もありセダン型への運行車両の拡大は必須である。

加盟団体

- ・ 社会福祉法人 たつの子ライフ・サービス
〔保有福祉車両2台〕
- ・ 社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会ぬくもりサービス
〔保有福祉車両3台〕
- ・ 特定非営利活動法人 板橋区ともに生きる福祉連絡会 板橋区地域生活応援センター
〔保有福祉車両2台、持ち込み車両（福祉車両1台、セダン型4台）〕
- ・ 特定非営利活動法人 ページ・ソサエティ
〔保有福祉車両5台〕
- ・ 特定非営利活動法人 さくらの会
〔保有福祉車両1台、持ち込み車両（セダン型25台）〕
- ・ 特定非営利活動法人 マイ・フレンド
〔保有福祉車両2台、持ち込み車両（福祉車両2台、セダン型1台）〕

会員状況

団体名	会員数(障害者)	会員数(高齢者)	その他	合計
たつの子ライフサービス	65人	135人	21人	221人
ぬくもりサービス	0人	0人	450人	450人
板橋区地域生活応援センター	129人	62人	9人	200人
ページ・ソサエティ	50人	33人	0人	83人
さくらの会	150人	50人	100人	300人
マイフレンド	70人	60人	0人	130人

5 構造改革特別区域計画の意義

当地域における福祉ボランティア輸送サービス（板橋移動サービスネットワーク）の活性化を図り、規制緩和を行い、既存の社会福祉法人やNPO法人等の市民団体の活力を引き出し、この事業を充実させることで、板橋区が掲げるバリアフリー総合計画「すべての区民が自由に行動し、社会参加できるまち」の理念に則り、移動制約者が健常者と同じように移動できるよう整備しようとするものである。

福祉車両による有償ボランティア輸送は、車椅子等の補装具を利用しなければならない障害者に対する移動の支援として成り立つが、視覚障害者・知的障害者・内部障害者（人工透析等）に対してのサービス提供には車両台数が少ないために利用することができず、運行車両の拡大が望まれる。

また、加齢により身体的に衰えて要介護認定を受けているが、ゆっくりではあるが歩行ができるような者について介護予防のために、外出支援を積極的に行うには一般乗用車両による移動が不可欠である。

6 構造改革特別区域計画の目標

板橋区では平成15年度より13ヵ年計画でバリアフリー総合計画を実施「すべての区民が自由に行動し、社会参加できるまち」を計画の理念とし、計画の重点基本目標の一つ、多様な交通機関を活用した「STS・移送サービス」の充実を図り、移動制約者が健常者と同じように移動できるよう整備を推進しているところである。

平成11年4月に設立された板橋区移動サービスネットワーク（6団体）を中心に民間活力による地域福祉の充実をはかることにより、今まで行政中心に委ねられてきた福祉の充実について、区民もまた責任を分担していくという、新しい地域福祉のあり方および、民間活力による地域の活性化の実現に結びついていくことが考えられる。

また、本サービスを実施することにより、居宅介護事業者等が移送サービスを行い、障害者の家族において障害者の移動に伴う介護に要する負担を軽減できることになる。それ

により、障害者の社会参加と介護者の就労機会の促進にもつながる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大し充実していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなるばかりか、これまでの公的サービスでは諦めていた、観劇や地域の行事参加も可能となり介護保険の要支援・要介護者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者の社会参加が促進され、ノーマライゼーションの実現に寄与することはもとより、家族の介護負担の軽減が図られ、施設入所や病院の社会的入院を減少させる効果がある。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉タクシー券(担当:板橋区障害者福祉課)

移動制約者(精神障害者除く)に福祉タクシー券(昭和53年4月事業開始)又は自動車燃料助成券(昭和56年4月事業開始)の支給を行っている。

対象者

- 1 下肢又は体幹障害で「身体障害者手帳」1～3級のもの
- 2 上肢障害で「身体障害者手帳」1・2級のもの
- 3 内部障害で「身体障害者手帳」1級のもの
- 4 視覚障害で「身体障害者手帳」1・2級のもの
- 5 知的障害で「愛の手帳」1・2度のもの
- 6 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有するもの
- 7 特殊疾病(難病)のもの
- 8 「戦傷病手帳」特別第1～3項症のもの

福祉タクシー券交付枚数	500円券	100円券
下肢又は体幹の障害が1級のもの	月 8枚	月 11枚
障害者手帳・愛の手帳の交付を受けていないもの	月 8枚	月 11枚
上記以外のもの	月 7枚	月 10枚

契約事業者:33社

受給者数:5,455人

自動車燃料助成券交付枚数

普通自動車	500円券	月	5枚
軽自動車	500円券	月	4枚

契約給油事業者:59社

受給者数:1,188人

(2) 障害者支援費支給制度に基づく移動介護事業

平成15年4月から開始された、身体障害者、知的障害者、障害児に対する利用者本位の福祉サービスの居宅介護事業において、介護保険制度にはない「移動介護」制度があり、この制度は、全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、障害児の外出支援を目的としているものである。

対象者：身体障害者手帳所持者

知的障害者で「愛の手帳」所持者

内 容：通勤、通学を除き、外出が必要なときに移動介護ができるホームヘルパーを派遣する。

費 用：利用者及び扶養義務者の所得状況により個々に算定。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとに規制の特例措置内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内で活動する運営協議会において認められた社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運送主体

- ・ 板橋区内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業がおこなわれる区域

- ・ 出発地又は到着地が板橋区

(3) 事業により実現される行為

- ・ 輸送主体が所有する車両を用いて要介護認定者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者が、あらかじめ運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から規制緩和された福祉車両による有償ボランティア輸送は、車椅子等の補装具を利用しなければならない障害者に対する移動の支援として成り立つが、視覚障害者・知的障害者・内部障害者(人工透析等)に対してのサービス提供には車両台数が少ないために利用することができず、運行車両の拡大をすることによって、移動制約者にとって移動手段の選択肢が広がるものである。

(1) 板橋区有償ボランティア輸送運営協議会の設置

有償ボランティア輸送事業の円滑な実施の為に、関係機関による板橋区有償ボランティア輸送運営協議会（以下「運営協議会」という）を設置する。運営協議会事務局は、板橋区福祉部障害者福祉課に置く。

運営協議会は、板橋区を主宰とし、構成員は次のものとする。

- ・板橋区長が指名する職員
- ・東京運輸支局長の指名する職員
- ・公共交通機関に関する学識経験者
- ・有償運送の利用者の代表
- ・板橋移動サービスネットワーク代表
- ・タクシー等交通機関関係者

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は必要に応じて、臨時に運営協議会を開催し、事務局は苦情内容を報告する。

（２） 運送主体

板橋区で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、かつ以下に示す要件を満たす場合において、運営協議会の決議を経て許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工透析を受けている場合を含む）、知的障害等により単独での移動での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。
- ・区指定の難病を有し板橋区心身障害者福祉手当受給者（72疾病）

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情受付について、会員登録時に説明し対応する。

(3) 使用車両

【福祉有償運送の使用車両】

- ・ 使用する車両については、運送主体が使用権原を有していること。この場合において運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されており、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。また、利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。
- ・ 福祉車両は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
- ・ 運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。
- ・ 外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

(4) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。

これによらない場合は運営協議会において以下の点について協議し、適当と認められた者とする。

- ・ 申請日前3年間運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・ 東京都公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

(5) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者障害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(6) 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1とする。

(7) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(8) 法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。